

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

クロイツフェルト・ヤコブ病の患者の入院に係る
特別の療養環境の提供に係る取扱い等について

クロイツフェルト・ヤコブ病に関する正しい知識の普及啓発について、本日付け健医疾発第96号により、当省保健医療局エイズ疾病対策課長から各都道府県衛生主管部（局）長あて、別紙の通り通知されたところであるが、クロイツフェルト・ヤコブ病の患者の入院に係る特別の療養環境の提供に係る取扱い等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 特別の療養環境の提供に係る取扱いについて

- (1) クロイツフェルト・ヤコブ病の患者が個室に入院した場合には、クロイツフェルト・ヤコブ病の患者本人の希望の有無にかかわらず、治療上の必要から入室したものとみなして、基本的に重症者等療養環境特別加算の対象とするものであること。また、重症者等療養環境特別加算を算定した場合には、特別の料金の徴収を行ってはならないこと。
- (2) ただし、クロイツフェルト・ヤコブ病の患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合には、当該患者から特別の料金の徴収を行うことは差し支えないこと。その場合には、患者の希望する内容を十分に確認することとし、個室の内容を具体的に文書で患者に説明した上で、患者の署名を受けることとすること。なお、この場合にあっても、医療機関の側から当該個室しか空いていないなどとしてクロイツフェルト・ヤコブ病の患者に対し当該個室への入室を勧めることのないようにすること。

- (3) 本取扱いについては、本年12月1日から開始するものであること。なお、現に入院しているクロイツフェルト・ヤコブ病の患者であって、特別の料金の徴収に係る病室に入室しているクロイツフェルト・ヤコブ病の患者については、早急に再度患者への意思確認を行うこととし、その結果、(2)に該当しない場合には、特別の料金の徴収を行ってはならないものであること。

2 特殊疾患入院医療管理料等との関係について

クロイツフェルト・ヤコブ病の患者については、在院日数による逓減措置のない特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料並びに在院日数による逓減制がゆるやかな障害者施設等入院基本料の算定対象となるものである。

特に、特殊疾患入院医療管理料については、病院である保険医療機関において、病棟単位ではなく病室を単位として行うものであり、また、平均在院日数の計算においても、特殊疾患入院医療管理料を算定する患者については、計算対象から除外されるものである。

なお、特殊疾患病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料及び障害者施設等入院基本料の具体的な算定要件及び手続については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等を参照すること。